

自動車使用管理計画関係

電子申請・届出システム利用案内

自動車NO_x・PM法に基づく自動車使用管理計画関係の届出については、原則電子申請・届出システムの利用をお願いしています。電子申請用の入力シートでは排出ガス基準別の台数が自動算出されます。

また、電子申請は、原則 24 時間 365 日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

「2025（令和7）年度分の提出期間」

2026年4月1日（水）～2026年6月30日（火）

（新たに特定事業者該当することとなった場合は、該当することとなった日から3ヶ月以内に計画書を提出してください。）

ステップ1

申請書の送信までをご案内します。

- (1) 電子申請用入力シートの作成
- (2) 電子申請・届出システムにアクセス
- (3) 実績報告書（新規の場合は計画書）の送信

・・・ 1 ページ

ステップ2

審査状況を確認

・・・ 8 ページ

実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先

・・・ 9 ページ

電子申請・届出システムで提出（ステップ1）

～申請書の作成から送信まで～

- 事務の流れ
- (1)実績報告書の作成
 - (2)電子申請・届出システムにアクセス
 - (3)実績報告書（新規の場合は計画書）の送信

事務の概要

(1) 報告書の作成

① ファイルのダウンロード





- ・下記アドレスにより「自動車NOx・PM法関係資料（自動車使用管理計画書等様式）」を表示
 - ・「3 【様式】自動車使用管理実績報告書」の「自動車使用管理実績報告書」をダウンロードしパソコンに保存
- ※新たに該当となった場合や、計画期間が満了する等で新たに提出が必要な場合は、「4 【様式】自動車使用管理計画書」の「自動車使用管理計画書」も保存

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/youshikinnoxpm.html>

3 【様式】自動車使用管理実績報告書





(1) 電子申請

-  [自動車使用管理実績報告書\(30～200台\) \[その他のファイル/688KB\]](#)
-  [自動車使用管理実績報告書\(201～1000台\) \[その他のファイル/760KB\]](#)
-  [自動車使用管理実績報告書\(1001～2500台\) \[その他のファイル/860KB\]](#)
-  [自動車使用管理実績報告書\(2501～4000台\) \[その他のファイル/910KB\]](#)

← 電子申請用

電子申請用ファイルは、入力できる台数に応じて複数ご用意しています。いずれも内容は全く同じで、少ない台数の場合にも多くの台数に対応したファイルを使用することは可能ですが、ファイルを開くときや、計算結果を反映させるのに時間を要しますので、必要最小限の台数に対応したファイルを使用することをお勧めします。

(2) 郵送、持参用

-  [様式第3（第2条関係） \[Excelファイル/38KB\]](#)
-  [別紙1 \[Excelファイル/43KB\]](#)
-  [別紙2 \[Excelファイル/101KB\]](#)
-  [別紙3 \[Excelファイル/42KB\]](#)

← 郵送用

② 入力

- 電子申請用ファイルは「入力要領」シートと「入力シート」から構成されています。入力に当たっては、必ず「入力要領」シートの内容に従い、「入力シート」の入力ゾーン(色付きのセル)へ入力ください。

※灰色のセルは、任意の入力ゾーンのため、値がわからなければ入力しなくても構いません。

※ 実績報告書の入力シートにおける計算結果の主なチェックポイント

2 使用車両に関する情報	報告車両に、特定自動車に該当しない自動車(軽自動車、二輪車)を記入していないか
特定自動車の状況合計 (AS列 18行目) =自動車代替状況合計 (BZ列 38行目)	<p>合致しているか(合致していない場合、エラーチェックのメッセージが出ます)</p> <p>不一致原因(入力ゾーン)として、ナンバー A、識別記号、車両総重量、増・減区分の未入力や誤入力がないか確認してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②ナンバーA(K列) ナンバープレートの車検場の次の最初の1桁の数字を、区分のリストから選択してください ・④識別番号(N列) 「型式」欄のハイフンより前のアルファベットまたは数字からなる1~3文字の番号を記入してください ・⑧車両総重量(t)(Y列) 「車両総重量」欄の数値を記入してください。「車両重量」と間違えないように注意してください 車検証はkgで表記されていますが、単位はt(トン)で入力してください ・⑩増・減区分(AA列) 区分のリストから選択してください
⑪年間燃料使用量(AF列)	燃料種・単位の誤りや入力漏れはないか

(2) 電子申請・届出システムにアクセス

愛知県公式Webサイト (https://www.pref.aichi.jp/) から「電子申請・届出」をクリック。



(3) 報告書の提出

① 手続き検索・選択

・検索BOXに「自動車使用管理実績報告書」と入力し、「Q」をクリック。

(新規の場合は「自動車使用管理計画書」も検索。以下同様)



・検索結果に「自動車使用管理実績報告書」が表示されるので、選択。

- 画面の下方にある「リンク集」の中から報告書の提出先の所属の手続きフォームを選択。提出先が分からない場合は、9ページ目にある実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先を参照ください。

愛知県 あいち電子申請・届出システム

自動車使用管理実績報告書

自動車使用管理計画書を提出している事業者が行う実績報告です。

提出窓口一覧
最終更新日:2025年04月01日

誰のための手続きか
この手続きは次の方を対象としています。
県内の対策地域で対象自動車を30台以上使用する特定事業者

手続きの期限について
原則、4月1日～6月30日

この手続きについて

リンク集

- 届出様式一覧等
- 環境局水大気環境課 手続きフォーム
- 東三河総局環境保全課 手続きフォーム
- 尾張県民事務所環境保全課 手続きフォーム
- 海部県民事務所環境保全課 手続きフォーム
- 知多県民事務所環境保全課 手続きフォーム
- 西三河県民事務所環境保全課 手続きフォーム
- 西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 手続きフォーム

③ Grafferアカウントの利用の有無の選択

- メールアドレスの入力のみで申請する方は、「アカウント登録せずにメールで申請」を選択。メールアドレスを入力して「確認メールを送信」を選択し、受信したメールに掲載されたリンクを選択。
- Grafferアカウントを新規登録又は利用して申請する方は、「新規登録またはログインして申請」を選択。新規登録方法は、「【参考】Grafferアカウントの新規登録」参照。アカウントを利用すると申請の一時保存や申請履歴の確認ができます。

Grafferアカウントを利用する方
ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方
メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

申請に利用するメールアドレスを入力してください。
申請用のページのリンク（URL）をお送りします。

メールアドレス 必須

example@example.com

迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている方は「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。

確認メールを送信

メールアドレスの入力のみで申請する方はこちら。

※Graffer アカウントを新規登録又は利用して申請する方はこちら。

④ 申請

- ・手続き申込画面で必要事項を入力。
- ・社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地については、提出いただいている自動車使用管理計画書と同じになるようにしてください。変更がある場合は、「住所等変更届出書」の提出が必要となります。
- ・「住所等変更届出書」を提出される場合は、従来の所管事務所にご提出ください。
- ・産業分類についても、過去との整合性を図るため、前回の計画書・報告書提出時と同じ番号・業種を記載してください。
- ・「ファイル添付」では作成したファイルを選択。
- ・入力内容を確認後、「この内容で申請する」ボタンをクリック。

④申請受付メールを確認

- ・申請後、次の件名で確認メールが送信されます。本文に申請の詳細を確認できるURLが添付されているため、6月30日まで大切に保管してください。
件名：愛知県 自動車使用管理実績報告書〔(提出先名称)〕申請受け付けのお知らせ

【参考】Grafferアカウントの新規登録

- ・「Grafferアカウントをお持ちでない方」の「新規アカウント登録」ボタンをクリック。

ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[GピズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

- ・「外部サービスで登録」又は必要な情報を入力してGrafferアカウントを作成する。

新規アカウント登録

外部サービスで登録

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してご登録ください。

Googleで登録

LINEで登録

[外部サービスでの登録とは?](#)

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 必須 名 必須

メールアドレス 必須

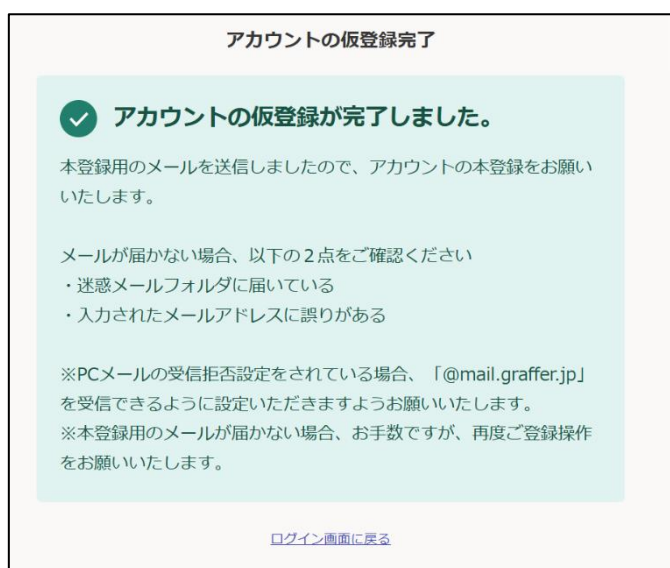
パスワード 必須
8文字以上50文字以内で入力してください。半角英数字と記号を使用可能です

パスワードを表示

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してご登録ください。

Grafferアカウントに登録

- この画面が表示された後、登録したメールアドレスに noreply@mail.graffer.jp から届く「【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ」という件名のメールを開く。



- メールに記載されたURLにアクセスし、以下の画面が表示されればアカウントの登録は完了。「[こちらからログインしサービスをご利用ください。](#)」を選択して、電子申請・届出システムにログインする。



電子申請・届出システム（ステップ2）

～審査状況を確認する～

審査状況を確認

- ・申請の詳細を確認できるURLにアクセスして、対応ステータスを確認。
- ※「受付済」の状態であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

→申請基本情報の「対応ステータス」により

- 「受付済」⇒ 審査中
- 「処理中」⇒ 申請内容を確認中
- 「差し戻し」⇒ 申請のやり直し等を求めた状態
- 「完了」⇒ 申請に対する処理が完了

申請一覧 / 申請詳細

申請番号

申請を取り下げる

申請基本情報 申請内容

申請先

対応ステータス

受付済

手続き名称

申請者情報

種別

メールアドレス

受付日時

▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は市町村により異なります。下記を参照してください。
 なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者に該当することとなった場合は、本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地を所管する機関が提出先となります。

提出先機関名	本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地	住所	電話
環境局環境政策部 水大気環境課	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6215 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112(ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254・7255 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2131(ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111(代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875・2876 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)

(所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。)